

自<sup>ビ</sup>然<sup>ス</sup>と法<sup>ノモス</sup> (上)

——プラトン「<sup>ポリテイア</sup>国家篇」における——

村 井 観 亮

まえがき——善き生活と、自然<sup>ビシスノモス</sup>と法

私共は単に生きるだけには満足せず、善く生きようとする。然し何が善き生活であるかは、人々によつてまちまちである。或る人が物質的生活に善きものを見出せば、他の或る人は学問の研究に一生を捧げて悔いるところがない。然し、その如何なる場合においても、何らかの意味において、それらの生活が善きものと考えられているところは凡べて同様である。では、この善きものは何か、如何なる善きものがそこにあればとて、私共はその生活に魅力を感じて之を選ぶかと問えば、これ亦答えがまちまちであつて、例えば、それは私共の物質的欲望を充たし、物質的快樂乃至は幸福をもたらすからと言ふ人もあれば、たとえ物質的幸福は与えなくとも、精神的満足を与えてくれるからと答える人もある。私共は凡べて一様に善き生活を求めていながら、さて何が善き生活であるかということになれば、答えはかくの如くまちまちであるが、幸か不幸か、私共は大抵の場合生活に追われ、生活そ

のものを反省する余裕もなく、従つて善き生活が何であるかを考えることも出来なければ、又たとえこれを考えても選ぶ余地がない。で、たゞ与えられた手近な生活を樂しむより仕方がない。けれども一旦何かの機会で人間の生活そのものが反省せられ、その価値が問われるに及んでは、最早このような生活の仕方では満足出来ず、本当に善き生活は何であるか、私共の生活を真に善きものたらしめ、それに意義を与えるものは何であるか、を尋ねざるを得なくなる。古来幾多の哲人達が悩んだ問題も最後はこれに帰すると思われるのであるが、就中ソクラテス・プラトンは、「黄金を探すよりも一層大切な」問題として、その解決に「一生涯をかけた」。最高善とは何か、人は如何に生きべきであるか。これこそソクラテス・プラトンに課せられた最初にして且つ最後の問題であり、彼らの全生涯にわたる数々の作品を一貫する問題もこれである。就中彼の二大主著の一つである「国家篇」においては、特にこの問題が雄大にして且つ深遠なる構想の下に縦横に

取り扱われている。

国家篇において問題の端緒をなすものは、正義とは何かであり、この問題をめぐつて人の生き方が究明せられる。正義が何であるかについては、ギリシヤにおいても、今日の私共におけると同様二つの見解が対立していた。一つは現実に基づく自然主義的正義観である。人は元来利欲を善として追いかけるものであつて、所謂正義の人といえども例外たり得ない。従つて若しこれを自然に放任すればおのづから弱肉強食となり、弱者は常に強者の犠牲に供せられ、その害悪は、強者が弱者の利益を犯す善よりも遙かに甚だしい。幸い弱者は多数であり、強者は少数であるため、多数の弱者は少数の強者と語らつて法律を契約し、法律によつて命ぜられたものを合法的であり、正義であると言うようになった。他人の利益を犯すことは違法であり、不正であるということも、実は之から生じたことであるが、然し元をただせば、このようなことは決して違法でもなければ不正でもなく、実に本性上 (phýsei) 善であり、自然に従う (kata phýsin) 正義である。これが現実からくる自然主義的正義観であるが、これに対してソクラテス・プラトンは、理想主義的正義観を主張する。彼らは人の天性を単なる欲望には置かず、むしろこれを支配し統制するヌウス (理性、知性) を中心とする魂全体に置き、正義をここに求める。従つて正義は、魂の一部分に過ぎない欲望に基づく一時的便宜的な法律に左右せられる御都合主義的なものではなくして、人間の魂全体に深く根を下した人間本来のものであり、勝義における自然そのものである。真に善き生活、幸福なる生活がここにあること

勿論である。ソクラテス・プラトンはこのように主張する。

かくて、正義について全く相反する二つの見方が成立するのであるが、ここに私の注意を惹くものが二つある。その第一は、この全く相反する二つの説が、何れもその根拠を「自然」(天性、本性) (phýsis) に帰して、それが決して自然に反する (para phýsin) ものでない、所以を力説していることである。国家篇を讀んで気付くことは、自然 (天性、本性) なる語が余りにも屢々出てくることであるが、それにも増して私に感じられることは、理想的な国又は魂の建設がプラトンの自由な構想に基づくものであり、時には奇想天外な神話をも交えたものであるにも拘らず、そして又その或る部分においてはたしかに非現実的であり不自然であるにも拘らず、全体の調子が如何にも自然に適つていふ印象を与えることである。人生に取つて最善なるものは何であるか、又人は如何に生くべきであるかを懸命に追求する国家篇において、自然なる語がこのように屢々現われ、又その全体の雰囲気がこのようなものに感得せられるということは、最善にして且つ幸福なる生活を送ることと、自然に適従することとの間に、まことに容易ならざる関係のあることを想わしめるではないか。

第二に私の注意を惹くことは、このような自然と法 (νόμος) との関係である。法とは、自然主義的正義観からすれば、凡べて契約であり、人為的便宜的なものにしか過ぎず、従つてこれを改廃することも出来れば、破棄することも出来る。而もそれは本性上決して罪ではなくて、むしろ善であり正義であつた。之に反して、ソクラテス・プラトんに言わしむれば、法は決してこのよう

なものではなくて、人間本来のものであり、自然そのものであつた。自然と法との関係については、両説の間にこのような意見の相違があるが、一体どちらが正しいか。この問題も亦、前の問題に劣らず私に取つて重大である。

かくて、正義に関する両説には、<sup>ピシス、ノモス</sup>自然と法のこのような問題が纏綿し、何が最善の生活であるかの問題ともからみ合つてゐる。従つて、このからみ合いを解きほぐさない限り、人は如何に生くべきかの問題も解決され得ない。こういう考の下に、国家篇における理想的な国や魂の形成において、自然と法とが、どのようなものとしてどのような役割を果しているか、又互にどのような関係し合つてゐるか、之を明らかにすることが本稿の目的であるが、根本の動機が最善なる生活の探究にあることは言うまでもない。

尙ここに一言断つておきたい。国家篇は数々の参考書と辞書の手引きで、私の永らく勉強し且つ親しんできたものの一つであるが、戦災のため、その時々<sup>に</sup>書き記した覚え書きなどと共に、親しみなれたこれらの書籍一切を烏有に帰してしまつた。幸いにも原典や辞書類は、其の後間もなく手に入れることが出来たが、適当な参考書類には未だ恵まれていない。従つて、本稿をものするについても、あれこれの問題に遭遇し、筆は決して思うようには運ばなかつた。従つて独断は思わざるところに忍び込んでゐるかも知れない。諸賢の御示教を仰ぐ所以である。

なお考察の順序は大略次の通りであるが、本稿では二までを討究した。

#### 一、<sup>ピシス、ノモス</sup>自然と法の語義

二、「第一国家」における自然と法

三、「豚の国」(贅沢国家)とその浄化

(教育と立法による性格の陶冶)

四、性格の陶冶における自然と法

五、「理想国」の完成と、自然と法

六、結び

#### 一、自然と法の語義

日本語の「自然」に相当する詞として、ギリシヤ語に *physis* という名詞がある。その使用範囲は形而下のみならず、形而上の世界にもわたり、その意味するところも多種多様であつて、之を一様に「自然」と訳することは甚だ妥当ではない。試みに *Liddell-Scott; Greek-English Lexicon* について見ると、*physis* は凡そ次のような意味がある。

- (1) 事物の起原。人間の場合には屢々出生を意味する。万物の成長。(2) 成長の結果たる、人又は事物の自然的形態又は構造。体質氣質。性質、性格。天性、本性。動物の本能を表わすこともある。(3) 人為的な法に対する自然の秩序。(4) 特に哲学上の用法としては、(i) 宇宙を創造する力としての自然。(ii) 元素。(iii) 自然一般。日本語で自然現象、自然科学という場合の自然がこれに当る。(5) 被造物、森羅万象。植物、事物の実体を意味することもあつた。(6) 種類。(7) 男女の性。

physis にはこのように多種多様の意味がある。従つて之を日本語に訳する場合には、その時々々の事情に応じて適当に訳さなければならぬ。扱て問題は私がこれから考察しようとする physis であるが、これが右の中、③の人為的な法に対する自然の秩序に当たるとは言うまでもない。自然とは人為的な法に対する自然の秩序であり、おのづから在るがままの秩序である。

所がそれならば、何故私は態々辞書までも引つぱり出して physis の語義を仰山らしくここに羅列しなければならなかつたか。

それには理由がある。成程私が取り扱う physis は、宇宙を創造する力や実在でもなければ、森羅万象の自然でもなく、ただ人間が生きるに際して是非従わなければならぬ自然の秩序である。が、問題は自然の秩序そのものにある。若しそれが形而下の世界には勿論、形而上の世界にも属せず、それらとは何の関係もない何者かであり、而も一見誰にも明瞭なものであるとすれば、何も態々辞書までも引つぱり出すにも及ばず、最初から簡単に自然の秩序と説明して済ましたであらう。然し自然の秩序が決してそのように簡単なものではなく、取り様によつては、動物的な本能というような形而下のものにもなれば、又本質、本性、時には宇宙というような形而上のものにもなることは、先きに述べた正義に関する自然主義者と理想主義者ソクラテスとの間に交わされた論争によつても既に明らかである。してみれば、私がここで取り扱う自然は、成程自然の秩序であり、その範囲も比較的狭い枠内にあるのであるが、然し之を具体的に考え内容づけよう

とする時には、physis の有する其他の意味をも広く考慮しなければならぬ。一つの詞の中に含まれている諸の意味は、互に無関係ではなくて、必ず何らかの関連を持つていとすれば、これ亦当然のことであらう。

さてこれで、私の考察しようとする「自然」の語義は明らかになつた。が、ここで一言触れておきたい事は、訳語に就てである。人為的な法に対する自然の秩序を表わす詞としては、「自然」では何か不十分さを覚える。というのは、そこには何か近代科学的なひびきがあり、physis に含まれている形而上的な面が余りに薄れて行くように思われるからである。之を「自然」という時には、この缺點も稍々補われるかと思われるが、結局ギリシャ語の音を仮名づけして「自然」とした。

尙お序にここで、自然と語原を同じくし、それと同様の意味を表わす詞、又語原的には別系統に属するが、意味する内容が自然のそれと略々同じである詞。これらの詞の中国家篇に屢々散見せられるものの二、三について附言する。

自然と同根の動詞に、*phyo* がある、これは、生やす、産む成長する、或は、産まれる、しかじかの性質がある、しかじかの形につくられてある、在る、などの意味を表わしている。又、*emphytos, symphytos* は共に生得的、を表わす形容詞である。人間の生得的性質、又は気質を意味する詞に、*ethos* がある。これには習慣や慣習から築き上げられた後天的要素もあるが、その土台に先天的要素が含まれていること勿論である。

*oikeios* は、事物や人間に固有な、又は本具的な性質を表わす時

に使用せられる形容詞。以上列挙した二、三の詞は、何れも国家篇に度々出てくる詞であつて、それ／＼の意味を持つてゐるが、人為を離れたものを表わしている点においては凡て同様である。

次に法とは何であるか。これは *nómos* の訳語であるが、意味は比較的簡單である。先づ第一に挙げられるものは、習慣、慣習、慣例、習俗、伝統的しきたり、などであるが、これは、人間が個人的又は社会的生活を営む間に、自ら作り上げた個人的又は社会的慣わしである。ならわしであるが故に、そこにはまだ一定のきまりとか、規則などと称せられるものはない。けれども、それは久しきにわたる人間生活が永年亘つて自ら作りあげたものであるが故に、人々の個人的並に社会的生活の万般にわたる一切の行為を規定する力においては、決して法律に劣るものではない。ところが、人間の意識が発達すると共に文化も向上し、文字も作られ、又社会的生活も複雑となるに及んで、これらの慣わしは、徐々にではあるが意識的に形式が与えられ、条文化されて一定の「掟」となる。これが法の有する第二の意味である。従つてここには、諸の規則、規定、条文、法規、法律など、要するに掟と称せられるもの一切が含まれる。慣わしは、生活そのものを母胎として、そこからおのづから形成されたものであるが、これは、そうして出来た慣わしを母胎として、意識的に作られたものである。ここに両者の相違が認められるのであるが、人為的であるということ、人の行為に規律を与えるということとの二点において、両者は共通する。尤も慣わしは、人の知らぬ間にひとりて出来たものであり、その意味において人為的ではなくて、自

然の所産であるとも考えられる。これは意味のあることであるが、然し、慣わしは結局人の作つたものであつて、自然からそのまま与えられたものではない。個人的な習慣から社会的な習慣に至るまでの一切の慣わしが、明確なる意識の下に制定せられた人定法と共に、「法」なる概念の下におさめとられ、自然に対して、ひとしく人為的なものとされる所以である。「法」がこのように、元來人為的なものであり、且つ人の行為を規定する性質を有することは、*nómos* が、割り当てる、課する、分配するなどの意味を有する *nemo* という動詞と語原を同じくすることによつてもうかがわれる。「法」とは、自然から与えられたものでなくて、人から割り当てられたもの、課せられたもの、置かれたものなのである。(英語の *law* にも、語原的にはこれと同じ意味がある。)

自然と法の二つの詞の意味は、大体以上によつて明らかになつた。自然は、人間の為作を離れておのづから在るがままを、之に反して法は、自然に在るがままではなくして、人間が手を加えて作る人為を意味する。これが二つの詞の担う本来の意味であるとすれば、両者は元來相容れない正反対のものであるということになる。だが忘れてはならない。これはまだ一応の語義の上のことであつて、その実体がどうであるかは、これからの詮議に属する。おのづから在るがままとは一体何であるか。又人為とは何か。抑々自然と法とは、果してどのように関係するか。今や私共は、語義の詮索から離れて、自然そのもの、法そのものの真相を突きとめなければならぬ。

## 二 第一國家における自然と法

ピシスノモス

### (一) 「第一國家」の成立

正義の生活は、最善にして且つ最も幸福な生活である、というソクラテスの主張に対して、現実主義者が不正を肯定し、最善にして且つ最も幸福なる生活は、不正を行つて而も罰を受けない生活であり、之に反して不正を受けながら之を如何ともすることの出来ない弱者の生活は、最悪にして且つ最も悲惨な生活である、正義の生活はこの両者の中間にあると、と反論するに及んで、ソクラテスは、正義そのもの、不正そのものが何であるかを明らかにする必要に迫られた。然し彼は、これを直接人間の魂に求めることの容易ならざるを知り、むしろ人間によつて作られ、従つて人間の魂の拡大されたものとも見られる國家において、而もその生成発展の過程において之を明らかにしようとする。

ソクラテスによれば、國家成立の原因 (arche) は、我々人間が「自足せず、多くのものを必要とする」ところに求められるのであるが、必要の中で第一にして且つ最大なるものは、「生存と生活のため」の食料供給の必要であり、それに次ぐものは住居の供給、第三のものは衣服とこれに類するものの供給の必要である。この三大必要に応じて農夫、大工、織屋が一人づつ、それに若し靴などを世話する者をも加えたとすれば、先づ四人か五人、これが、私共の生存と生活のために必要な最少限度の人々であり、最初の國家は先づこの四、五名の者によつて構成せられる。所でこれらの人々が、互に他人を以つて代えることの出来ない独

自の天性を持つていることは、何としても動かし難い事実である。それに加うるに、若し私共が「一層多く、一層美しく、且つ又一層容易に」仕事を為ようと欲するならば、各人が各人の必要とする仕事の全部を一人で為るよりは、各人の天性に適する仕事を各々に割り当てることの方が遙かに勝れた方法であることも争うべからざる事実である。この二つの事実に基づいて、我々の國家は、「一人一事」の分業制を採用する。

所が農夫大工織屋などは、仕事に必要な諸道具が要る。がこれを製造する者は、分業制からして当然それに適する専門家でなければならぬ。そこで鍛冶屋や指物師などが新しい國民として加入する。同様にして牛飼、羊飼、其の他の牧人が加わり、物資を交換する者として大小の商人が現われ、又物資を運搬する船員や、重労働に堪える賃金労働者も出現する。かくて僅か四、五名から成る「第一國家」も漸次に膨脹し、その成員も著しくその数を増すのであるが、何れも私共の生存にとつて無くてならぬ人々であり、従つてその生活振りも至つて質素である。尤も、彼らは上等なお菓子を造ることも知つておれば、葡萄酒を飲み、冠をつけ、神々に対する讃歌を口誦むことをも忘れてはいない。又適当な果実もあれば野菜もある。調味料をさえ持つてゐる。けれども、これらのものは未だ贅沢といわれる程のものではなく、結局健康を維持し、一家団樂を樂しみ得る程度のものに過ぎない。人間が最初に構成した「第一國家」が、「眞実な國」又は「健康な國」と呼ばれる所以でもある。

所が、人間の欲望には限りがない。彼らは段々増長して最早こ

のような質素な生活には満足せず、寝台や食卓などを求める程度ならばまだしも、贅沢な調度品を欲しがり、奢つた調味料や香料、お菓子をも望むようになる。又絵画や刺繍、黄金、象牙などの贅沢品も是非必要となる。さてこうなれば、あの健康な国は、「生存と生活のため」だけならば必ずしも必要ではないような人々、例えば狩人、漁夫、彫刻家、画家、音楽家、詩人、俳優、舞踊家、贅沢器具の製造者、諸種の牧畜家などで満員し、その生活も益々贅沢となり、果てはついに医者まで必要とするに至る。又これらの多数の人々を養うためには、従来の耕地や牧場だけでは不十分となり、勢い他国をも蚕食しなければなくなるが、そうなれば戦争であり、戦う軍隊が必要となる。かくて、限り無き欲望から限り無く脹れ上つた国家は、限り無く多種多様である国民によつて構成せられ、多彩な国家とはなつたものの、事ここに至つては最早昔日の面影は無く、健康色は失われ、国を挙げて「熱に浮かされた」ような状態に陥るのである。プラトンはこのような国を、「豚の国」、「贅沢な国」と名づけ、又「熱に浮かされた国」とも呼んだ。

国家の起原を尋ねて「第一国家」を見出した私共は、つい「贅沢な国」まで見てしまつたのであるが、当面的問題はこのようなところにはなくて、「第一国家」、即ち人間が初めて地上に建設した国における自然と法を見ることであつた。国家の成立を問題としたのも、実はただこれを知らんがために外ならなかつた。そこで問題は自然と法であるが、先づ自然の考察から始めよう。

## (二) 第一国家における自然

第一国家の敘述において自然なる語に出会ふのは、国家を構成する極めて少数なる人々の天性、即ち農夫、大工などの持つて生れた独自の性質について語る二ヶ所だけに過ぎない。従つてこの国家においては、自然について語る材料は極めて乏しく、これ以上取り上ぐべき何ものもないかの如くである。然し實際は必ずしもそうではない。というのは、成程自然という詞そのものは僅か一、二ヶ所にしか現われてこないであらう。が事実上自然を意味する詞は到るところに見られ、国家の土台ばかりではなくて、その全組織が自然から成つていて、と言つても決して過言ではない。では、それは一体何故であるか。

先づ第一に指摘せられることは、国家の起原が全く人間の自然性に基つているということである。というのは、「国家は、我々の各自が自足せず、却つて多くのものを必要とするところに生ずる。」(369 b) という簡潔な説明の中にも見られる通り、国家の起原は我々の欠乏性 (endeia) にある、ということになつたのであるが、その欠乏性は、人間以外の動物には見られない人間独自の欠乏性である。勿論人間以外の動物も、物には欠乏している。がその求めるところは至極簡単であつて、常に自足して他をも必要とはせず、従つてついに国家を作るには至らないのであるが、之に反して人間は、彼らとは全く違つて多方面に欠乏を感じ、多方面のものを需める。尤も、国家成立の初めに現われる需要は、生存に必要な限りのもの、即ち衣食住に対する必要であつて、その数も極めて少なく、質も亦他の動物のそれに比して余り相違し

ないのであるが、需要は需要を生んで殆ど尽くるところがない。これやがて、「欲望には底が無い」と言われ、病氣や戦争などの諸罪禍を生み出す原因として非難せられる所以ともなるのであるが、それは兎も角、人間が必要を感じて需めるところのものは極めて多種多様である。人間が他の動物と異つて、「各々異つた人々を、各々異つた必要に依じて」多数伴ない来り、「自己の協力者、助力者として之を同一ヶ所に集め、」（この団体を国家と名づける）互に共同生活を営むに至る所以もここにあるのであるが（369c）、善かれ悪しかれ「多くのものを必要とし、」多種多様（369c）のものを需める人間のかかる欠乏性こそ、実は人間本来の性質に属するものであり、人間の天性であり、巧まざるその相である。そしてこれこそ正に人間の自然に他ならないとすれば、国家の起原が人間の自然性に基づくと言つても別に不思議ではあるまい。

第一国家における自然として指摘さるべき更に重要なことは、人間の存在と生命の維持が素直に肯定せられているということである。但しこれについては今プラトンは多言せず、ただ衣食住に対する物資の供給を需める最初にして且つ最大なる要求を、「存在と生命の維持のための」（*toū einai te kai zēn hēneka*）（369d）というように、極めて軽く、而もただ一回触れたに止まる。事実又、このような事は、今更らしく取り上げられ、鹿爪らしく理窟づけられる程のことではないかも知れない。そればかりではない。人間の構成する国家の起原や組織が問題とされ、やがては人間の生活そのものの正不正や幸不幸が問題の中心とならねばならぬ現在、人間の存在と生命の維持そのものを兎や角問題と

することは、議論のための議論であり、事なき平地に故ら破乱を捲き起こすにも似ているであろう。では一体、何故このような問題を事新らしくここに取り上げねばならないか。これには大きな理由がある。

元来ギリシヤ人は、生の事実を素直に肯定したと言われている。我々に与えられている事実としての生命、余りに深く余りに大きい、そしてそれを離れては私共が一刻も存在せず、忽ちにして無に帰する根本的直接的事実としての生命、そして又そのために却つて私共から忘れられ、時には悪意の眼を以つてさえ見られる生命、之を自然の事実として素直に受け取り、明朗快活にして屈托のない生活を楽しんだものは、実に古代ギリシヤの人々であった。愛智者プラトンと雖もこの点決して例外ではなく、如何に生きるかの人生最大の問題に対する彼の根本的態度も、結局生の素直な肯定にあると思われる。私が今、プラトンによつて事もなげに取り扱われた人間の存在と生命の維持を殊更に自然に結びつけ、このように問題としている所以も、一に生の素直な肯定に注意を向けるために他ならない。成程第一国家においては、「存在と生命の維持」は、言葉としては僅か一回しか出てこない。然し、この事実こそ、却つて生に対する彼の素直な態度を卒直に物語るものに他ならない。生は、彼に取つては明々白々たる自然の事実であつて、そのこと自体には疑うべき何も存在しなかつたのである。そしてこのことは、第一国家にみなざる全体の調子を見ても分る。衣食住に要する生活必需物資の必要は勿論のこと、次ぎ／＼に生ずる様々の必要も素直に受け容れられ、新らし



い仕事と職業が次ぎから次ぎへと生れてくる。国民は天性に依じて割り当てられた仕事に従いながら、如何にも地についた自然生活を楽しんでゐる。真実の国、健康な国と名づけられた第一国家とは、与えられた生の事実を素直に楽しむこのような人々の団体であり、その性格は、これを基礎としてやがて建設せられる第二国家、即ち理想国にも当然引きつがれるのである。

所で、ここで想起起こされることは、バイドソ篇におけるソクラテスの肉体否定論であり、死の礼讃論である。ソクラテスは口を極めて言つてゐる。「肉体は栄養を必要とするが故に、我々に数限り無き面倒をかけ」(66 b)、又「肉体あるが故に、我々は無理にも物資を獲得しなければならぬ」(66 c)。「我々が肉体を持ち、我々の魂がこのような悪いものにかかり合つてゐる限りは、決してその求めてゐるところのもの——それは真実のもの——であるが——を十分に獲得することは出来ないであろう」(66 b)。だから、「若し我々が純粹にものを知ろうと思ふならば、肉体から離れ、魂自体で物自体を観なければならぬ」(66 d, e)。私共の肉体は魂の牢獄であり、鉄の鎖であるが故に、一刻も早くこれから魂を解放することは、智慧を愛するものの任務である。「魂の肉体からの解放と分離、これこそ正しく愛智者の演習である」(67 d)。「従つて、真実に智を愛し求める者は、本当に死の演習をしなければならぬ」(67 e)。このような思想は、バイドソ篇においては尙お到るところに見られるのであるが、然らばこの肉体否定論、死の礼讃論と、国家篇における生の肯定思想とは、如何に調和せられるであろうか。今これについて深入りする

余裕はないが、ただこれだけの事は言つて置かねばならない。それは、バイドソ篇における肉体否定論が、肉体及びそれにつながる一切の欲望を否定し去つたのではなくして、数限り無き面倒をかける肉体や、無理にも物資を獲得しようとする欲望を否定しただけのことである。そしてこのように荷厄介になる肉体や欲望ならば、強ちバイドソ篇に限らず、凡ゆる作品においてソクラテスの否定するところのものであり、現にわが国家篇も、次ぎに見る「贅沢な国」に至つて、これを浄化し一掃しようとするのである。だが、今の第一国家における諸の必要 (chreia) は、真実にして且つ健康な生活を営むために必要缺くべからざるものであつて、未だ欲望 (epithymia) と称せられるものではなく、従つて又浄化の対象ともならず、我々はただ人間の生の事実として、之を素直に受け容れるのみである。

第一国家において指摘せらるべき最後の自然は、個人差を有する人の天性である。凡ての人々は、「存在し且つ生命を維持する」者として一様に生き、且つ一様な生活必需物資を必要とするのであるが、然し「各々は決して相似た性質を有することなく、却つてその天性において相違する」(370a, b) 即ち或る者は農夫たるに適する性質を、他の或る者は大工たるに適する性質を有する。各人が生れながらにして各様の性質を有することは、生の事実が巖然たる事実であると同様に、疑うべからざる自然の事実であるのである。尤も、この差別が、仕事の上の単なる得手不得手の差別に止まるか、それとも質の上での差別、即ち優劣の差別をも意味するか、それは今のところ未だ不明である。ただ明

瞭なことは、各人の天性が夫れ／＼皆相違するということだけである。そしてこれが直ちに、次ぎに説く分業制の基礎ともなるのである。

以上によつて、第一国家における三つの自然は明らかになつた。が、この三つが別々のものではなくて、結局人間の自然的存在とその自然的性質とを意味するものであることは、今更ら説明するまでもないであらう。

### (三) 第一国家における法<sup>ノモス</sup>

第一国家の起原であり且つその構成者たる諸の人間の諸の自然<sup>ピシス</sup>は、かくて今や私共に明瞭となつた。が然らば、それは全然自然的であつて、如何なる意味においても法的ではないか。勿論そうではない。法は、既に明らかであるように、法律、条文、規則などの所謂掟の外に、私共の日常生活の各般にわたる慣わしをも意味するとすれば、第一国家がその成立と同時にこのような法の意味を有することは当然考えられるところである。慣わしとしての法も存在しない単なる自然的生活を、単なる動物ならざる人間において考へることは、到底不可能であるからである。ではどのようなにして、第一国家の構成者は、単にこのような意味においてのみ法的であるか。

言うまでもなく、第一国家は人間が初めて地上に建設した共同体であつて、その構成員は少なく、規模も亦比較的簡單である。然し人々の生活も亦甚だ質素であるがため、それは個人としても国家としても、極めて健康であり且つ真実であつて、未だ

病氣や戦争なるものを知らない。従つて、このような国に、今日の私共に見るような法律や規則を求めるとは、恐らく困難であらう。事実わが第一国家においては、そのようなものは何処にも見当たらない。では、如何なる意味においても規則とか掟とかいわれ得るようなものは何一つないか。そうではない。成程外形はまだ整つてはいない。けれ共事実上は既に立派な掟であつて、最早在来の慣わしなどにはよらず、むしろ積極的に個人を統制し、社会に一つのきまりを与えているものが、現に其処に在るからである。言うまでもなく、それは分業制である。分業制は、互に他を以つて置き代へることの出来ない各人各様の天性に基づき、各人の天性に最もよく適する仕事を割り当てる「一人一事」の制度であるが、これこそは、最早単なる自然の出来事でもなければ、慣わしでもなく、実に或る一つの目的の下に個人の生活を統制せんとする国家意志（社会意志）の最初の表明に外ならない。即ち、「仕事を一層多く一層美しく、且つ又一層容易」に為ることは、国家全体に対して一層多くの利益をもたらす所以であるが、そのためには、国民は自己自身の勝手な望みに従つて仕事を決定せず、「余事に煩わされず、正しき機会に、ただ自己の天性に適する一つの仕事にのみ専念」(370c)すべきである。この制度がよく行われている国は、秩序のよく保たれている国であり、又正しい国である。正義と不正とは、「人々が相互の間に持つ仕事の関係 (chreia) の中に在る」(372a)と一応語られる所以である。分業制はかくて、第一国家の法的性格を決定づける最も重要な制度となり、先きに述べた自然的性格と共に、プラトンの理想国

家の根幹をなすものであることをここに注意すべきである。

第一国家における法は、かくて分業制によつて代表せられることになるが、その他にも強いて之を求めるとすれば、それは人々の日常生活における道徳と宗教とであろう。尤も道徳や宗教はそのまま法ではない。又これに関するプラトンの敘述は極めて簡略である。然し元々道徳、宗教、法の三つは渾然一体となつて彼らの魂に喰い入り、その血肉となつていとすれば、道徳、宗教なりとて之を故らに無視すべき理由はない。成程彼らの宗教は、「花冠を戴いて神々に讃歌を捧げる」程度のものであり、又その道徳も、「貧乏や戦争を避けるために、財産の限度を越えては子供も作らず、一家団欒の生活を楽しむ」という位のことである。けれ共既にこのようなところにも、或る善き目的のためには自然的欲求をも制限する高き道徳も見られ、親子や兄弟姉妹が、神々を中心に睦まじく生活する健康な家庭道徳もうかがわれるのである。

#### (四) ピシスノモス 自然と法との関係

第一国家における自然ピシスノモスと法の関係を最もよく説明しているものは、想うに、分業制であろう。分業制は、それ自らが既に法の代表的なものであるが、然しその中には自然が含まれているからである。分業制が確立せられねばならなかつた理由は、既に明らかのように、仕事を一層美しく一層多く、且つ又一層容易に仕上げ、自己のみならず社会全般の人々に一層多くの利益を与えるという目的のためには、各人が自己に最も適した仕事を為ることが

最も能率的であるという、人間的な理想的見解の下に立てられた制度ではあるが、それを実現する基盤は、人々の持つ天性が互に異つていふという動かすべからざる自然的事実である。かくて分業制においては、法の基盤ピシスは自然であるということが出来る。

では分業制は、それ自ら法ではあるが、結局は自然ピシスに還元され、従つてこれを唯一の国家機構とする第一国家並にこれから発展する理想国は、単なる自然国家であるかといへば、そうではない。成程分業制の基盤は各人各様の天性ピシスであるが、その分業制を制定するものは、「仕事を一層美しく一層多く且つ又一層容易に為し遂げ」、国家全体を一層善きものたらしめんと意志する人間であるからである。若しこのような意志が無いとすれば、たとえ如何なる自然的基盤があろうとも、分業制は決して制定せられなかつたであろう。自然的事実は、分業制の基盤として最も重要なものではあるが、それにも劣らず重要なものは、善きものを志す人間の意志である。各人をして勝手に職業を選択せしめず、その天性ピシスによつて之を選ばしめる分業制を支配するものは、かくて人の意志であり、謂わば規範的精神であるといわねばならぬ。自然によつて立つ第一国家は、かくて単なる自然国家ではなくて、理想国家の性格を既に有することとなるのである。

#### 引用書

Burnet; Platonis opera. politeia